

前漢支配体制における監察制度

論文審査結果の要旨

本論文は前近代中国国制の原型ともいべき漢代国制を完成した武帝の諸改革を、国家全体の体制の変化へ対応するための全国に及ぶ改変として捉え、その中で枢要な位置を占めた監察制度の実態解明を行い、その歴史的意義を追究したものである。

第一章では、従来、武帝期には改革によって内朝が御史大夫の職掌を奪ったとされるが、この改変は国家構造の郡国制から実質的郡県制への移行という根本的改変と関わるものであり、より具体的にはそれによって生じた丞相府の職務の増大、詔書伝達経路、監察系統の改変と関係したものであったとすべきことを明らかにしている。第二章では、中央監察の実態を追究し、御史系統の監察が、皇帝への反逆・呪詛など国政の根幹にかかわる礼制秩序の維持を目的としていたのに対し、丞相司直による監察は「姦利」の摘発を始めとした正常な行政の運営を阻害する事件を担当していたことを明らかにしている。第三章では、丞相司直の設置が、郡国制から実質的郡県制へと国家体制が改変されていった、当時の全国にわたる一元的な人事制度確立の一環であったことを明らかにしている。第四章では、地方の監察官である刺史が御史中丞・丞相の双方に対して職責を負っていたことを明らかにし、御史中丞と丞相の監察がそれぞれ対象とする事件の性格が異なることを指摘する。

これらを踏まえ、終章では、前漢前半期の官僚機構の構造の特徴として、①官僚機構の上層と下層では出身に区別がある、②行政の実務は官僚機構の下層が担い、上層は主にその監督・監察を行っていた、③三公九卿などの官僚機構の中核においては大まかな職掌の分担はあるもののそれは絶対的なものではなく、皇帝との個人的な関係によってその権限は伸縮可能であった、という三点を指摘し、①・②が解消されたのは第三章で述べた全国にわたる一元的な人事制度が確立された結果であり、③のような特質が弱まっていくのと平行して丞相の下に行政に対する監察が一元化されていくことを指摘している。

以上、本論文は、これまで汗牛充棟の如く研究成果が蓄積された該分野の研究に正面から取り組み、監察制度の実態解明、武帝の改革との関連追究を行ったものであり高く評価できる。とりわけ、中央監察における御史と丞相司直との関係、刺史の丞相・御史との関係を解明したことは研究史進展に大きく寄与したといえる。また、終章で提起された問題は今後の一層の研究の進展が期待できる。よって本調査委員会は、本論文の提出者が博士(文学)の学位を授与されるに十分な能力を持つものであると認めるものである。